

海老名市プレミアム付商品券事業（新型コロナウイルス感染症対策・市制施行50周年記念分）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けている市民の生活を支援すること及び市民の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、市制施行50周年記念を祝う機運を高めることを目的に、海老名市（以下「市」という。）が、予算の範囲内において市内で使用可能なプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）商品券 前条の目的を達成するために、市が発行するプレミアム額を付加した使用期限付きの券をいう。
- （2）プレミアム額 商品券の販売価格に上乗せされた金額をいう。
- （3）特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- （4）取扱事業者 市内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として、市に登録したものをいう。
- （5）個店 店舗の床面積が500平方メートル未満の店舗をいう。
- （6）共通券 すべての取扱事業者との特定取引に使用可能な商品券をいう。
- （7）個店限定券 個店の取扱事業者との特定取引にのみ使用可能な商品券をいう。
- （8）引換販売所 購入引換券及び代金と引き換えに商品券を販売する事

業所として、市長が指定したものをいう。

(9) 換金 取扱事業者が特定取引を行ったことにより受け取った商品券の券面に表示する金額に相当する金額を現金に換える行為をいう。

(商品券の額等)

第3条 商品券の名称は、「市制施行50周年記念！元気いっぱい！！えび～にゃ商品券」とする。

2 商品券の1枚当たりの額面及びプレミアム額は、次の各号に掲げる券の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 共通券 1枚当たりの額面は500円とし、プレミアム額は額面の10分の2とする。

(2) 個店限定券 1枚当たりの額面は200円とし、プレミアム額は額面の10分の5とする。

3 商品券は1冊単位で販売するものとし、販売価格は、次の各号に掲げる券の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 共通券 4,000円

(2) 個店限定券 1,500円

4 商品券の1冊当たりの枚数は、次の各号に掲げる券の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 共通券 10枚

(2) 個店限定券 15枚

(購入対象者)

第4条 商品券を購入できる者（以下「購入対象者」という。）は、市内在住者とする。

(購入限度額)

第5条 1人あたりの商品券の購入限度額は、次の各号に掲げる券の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第8条に規定する販売の総額が商品券の発行総額に満たない場合はこの限りでない。

(1) 共通券 28,000円

(2) 個店限定券 10,500円

(購入申請)

第6条 商品券を購入しようとする者は、市長が指定する期限までに、別に定める方法により、市長に申請しなければならない。

(購入引換券の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、購入引換券の交付を決定し、当該申請を行った者(以下「購入申請者」という。)に購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合は、市長は当該購入申請者に対し必要な資料や説明を求めることができる。

(商品券の購入及び販売)

第8条 前条の規定により、購入引換券を交付された者、その代理人又は使者(以下「購入引換券受領者」という。)は、市長が指定する期間内に、引換販売所において購入引換券の提示及び代金と引換えに商品券を購入することができる。

(商品券の使用範囲等)

第9条 商品券は、前条の規定により商品券を購入した者と取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、次の各号に定める用途には使用できないものとする。

(1) 現金への換金

(2) 換金性があり、広域的に流通しうるものの購入

(3) たばこの購入

(4) 出資及び債務の弁済

(5) 国及び地方公共団体への支払

(6) 振込手数料の支払

(7) 公共料金の支払

(8) その他市長が不相当と認めるもの

2 商品券の使用期間は、当該商品券を発行した日から令和4年2月28日までとし、使用期間を経過した商品券は無効とする。

3 取扱事業者は、商品券の使用において、額面以下の特定取引をした場合の釣銭は支払わないものとする。

4 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

(取扱事業者の登録資格等)

第10条 取扱事業者として登録できる者は、市内に事業所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは登録資格を有しない。

(1) 海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等若しくは同条第5号の暴力団経営支配法人等又は第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号の規定による営業並びに同条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者

(3) 宗教又は政治団体と関わる者

(4) 公序良俗に反する営業を行う者

(5) その他市長が不相当と認める営業を行う者

(取扱事業者の登録申請)

第11条 取扱事業者への登録をしようとする者は、市長が指定する期限までに、別に定める方法により、市長に申請しなければならない。

(取扱事業者の登録)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録を認める場合は、海老名市プレミアム付商品券取扱事業者登録証（第1号様式）を交付する。

(取扱事業者の責務)

第13条 取扱事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引を行う事業所内の見やすい場所に、市から送付された取扱事業者を証する書類を掲示すること。
- (2) 特定取引において商品券の受取を拒まないこと。
- (3) 特定取引において受け取った商品券を別に定める方法により、無効にすること。
- (4) 無効となった商品券の受取を拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (7) 市が本事業に関する調査を行うときは、協力をすること。
- (8) その他この要綱の規定に反すると認める行為をしないこと。

(取扱事業者の登録取消し)

第14条 市長は、取扱事業者において、第11条の規定による申請の内容に虚偽があると認めた場合又は前条各号の規定に反する行為をした場合は、当該取扱事業者の登録を取り消す。

(商品券の換金請求)

第15条 取扱事業者は、第9条第2項に規定する使用期間内の特定取引において受け取った商品券を換金しようとするときは、海老名市プレミアム付商品券換金請求書(第2号様式)に当該商品券を添えて市長に請求するものとする。

- 2 第1項の請求は、市が商品券を発行した日から令和4年3月31日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(商品券の換金額の支払)

第16条 市長は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、

その内容を審査の上、請求額を支払う。

(商品券の払戻し)

第17条 市長は、商品券の払戻しは行わない。

(商品券の保管)

第18条 第8条の規定により商品券を購入した者、引換販売所及び取扱事業者(以下「購入者等」という。)は、自己の責任において商品券を保管するものとする。

2 購入者等が商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、当該購入者等がその責を負うものとし、市は一切その責を負わないものとする。

(申請等が行われなかった場合の取扱い)

第19条 市長は、第6条に規定する購入申請に不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請の補正が行われず、購入申請者の責に帰すべき事由により、購入引換券を交付ができなかったときは、当該購入申請が取り下げられたものとみなす。

2 市長は、購入引換券受領者が購入期限内に第8条に定める購入を行わなかった場合は、商品券の購入を辞退したものとみなす。

(商品券等の返還)

第20条 市長は、購入引換券の交付後であって令和4年2月28日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者(以下「返還対象者」という。)であることを把握したときは、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

(1) 返還対象者が商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者が商品券を購入した後、かつ、商品券を使用する前にあっては、返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が

引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

- (3) 返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額のうち、プレミアム額に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券や購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

《令和3年2月3日・制定》

《令和3年9月15日・一部改正》

第1号様式（第12条関係）

海老名市プレミアム付商品券取扱事業者登録証

登録番号	
店舗区分	
店舗の名称	
店舗の所在地	

上記の者は、海老名市プレミアム付商品券事業（新型コロナウイルス感染症対策・市制施行50周年記念分）の取扱事業者であることを証明する。

年 月 日

海老名市長

<取扱事業者の遵守事項>

- 1 特定取引を行う事業所内の見やすい場所に、市から送付された取扱事業者を証する文書類を掲示すること。
- 2 特定取引において商品券の受取を拒まないこと。
- 3 特定取引において受け取った商品券を別に定める方法により、無効にすること。
- 4 無効となった商品券の受取を拒否すること。
- 5 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- 6 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- 7 市が本事業に関する調査を行うときは、協力をすること。
- 8 その他海老名市プレミアム付商品券事業（新型コロナウイルス感染症対策・市制施行50周年記念分）実施要綱の規定に反すると認める行為をしないこと。

第2号様式（第15条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

（ 請 求 者 ）

登 録 番 号

所 在 地

事 業 所 名

代表者職・氏名

電 話 番 号



海老名市プレミアム付商品券換金請求書

海老名市プレミアム付商品券事業（新型コロナウイルス感染症対策・市制施行50周年記念分）実施要綱第15条の規定により、次のとおり換金を請求します。

- 1 請求額 円
（内訳） 共通券 円（500円券× 枚）
 個店限定券 円（200円券× 枚）

2 振込先

金融機関名		預金種別	普通 当座
支店名		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。